

入札・契約制度に関する意見書

平成25年4月25日
桑名市入札監視委員会

目次

1	はじめに	1
2	委員名簿	2
3	委員会の開催状況及び審議内容	2
	(1) 開催状況	2
	(2) 審議内容	3
4	審議案件の評価	3
	(1) 指名停止の手続き	3
	(2) 談合情報の手続き	3
	(3) 入札・契約の手続き	4
5	前回の提言に対する取組みとその評価	4
	(1) 総合評価落札方式での加算方式導入について	4
	(2) 最低制限価格制度について	5
	(3) 工事発注の平準化について	6
	(4) 低入札価格調査制度について	6
	(5) 談合情報に係る外部有識者への意見聴取等について	6
	(6) 検査・監督体制の一層の強化について	7
	(7) 入札監視委員会の審議対象案件拡大について	7
6	今後の課題	7
	(1) 総合評価落札方式について	8
	(2) 指名停止基準の厳格化について	8
7	おわりに	9

1 はじめに

本委員会は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づく第三者機関として、平成16年1月に設置され、桑名市の入札・契約制度に関しこれまで3回の提言を行ってきたところである。

近年、世界各地で多くの自然災害が発生し、国内では東日本大震災や台風災害、雨雪災害、また、海外では、タイの大洪水などにより国内経済のみならず、世界経済にも大きな影響を与えることとなった。更に、今日の長期化する経済不況に伴い、民間工事はもとより公共工事も年々減少する傾向にあり、建設業界を取り巻く環境は、一層厳しいものとなっている。このような不況下では、行政の果たす役割は大きく、地域経済を活性化するため、その時代に適合した入札・契約制度を構築することが重要である。

桑名市では、平成21年度に引き続き、平成23年度にも、入札・契約に関わる不祥事が発生していることから、制度の改正にあたっては、不祥事を未然に防止する観点からも十分に検討を行うことが重要と考えるところである。

以上の点を踏まえ、本委員会では、桑名市の入札・契約に関する事務手続き、制度のあり方などについて、これまで審議を重ねてきた。

本意見書は、平成22年度（同23年2月開催）から平成24年度（同24年11月開催）までの2年間の審議内容を踏まえ、特に改善等を要する事項について取りまとめたものである。

今後も、入札・契約の透明性、公正性、競争性の向上を図るとともに、適正な事務手続きに努められることを期待して、ここに提言する。

2 委員名簿

(敬称略)

氏名	職業等	備考
ひがしかわ かおる 東川 薫	四日市看護医療大学准教授	委員長
いとう ゆみこ 伊藤由美子	税理士	副委員長
あかぎ くにお 赤木 邦男	弁護士	
さとう ひさよし 佐藤 久善	元三重県警職員	
ふじた もとひろ 藤田 素弘	名古屋工業大学大学院教授	

3 委員会の開催状況及び審議内容

(1) 開催状況

委員会等	開催日	備考
平成22年度第3回	平成23年2月24日	非公開
意見書提出 (市長具申)	平成23年4月27日	3回目
平成23年度第1回	平成23年5月26日	非公開
平成23年度第2回	平成23年11月10日	非公開
平成23年度第3回	平成24年2月9日	非公開
平成24年度第1回	平成24年5月31日	公開
平成24年度第2回	平成24年11月22日	公開

(2) 審議内容

委員会の審議は、平成22年9月から平成24年8月までの2年間の、指名停止の状況、談合情報の状況、入札及び契約の状況をはじめ、この期間に執行した484件（建設工事413件、コンサルタント業務71件）の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の中から、特に落札率の高かった案件や失格の多かった案件などを中心に、委員が抽出した26件（建設工事23件、コンサルタント業務3件）の案件について審議を行った。

その内訳は、下表のとおりである。

審議(抽出)案件の内訳

契約方法		建設工事		コンサルタント業務	
		執行件数	審議件数	執行件数	審議件数
一般競争入札 (総合評価落札方式)	低入案件(※)	1件	1件		
	上記以外	7件	2件		
一般競争入札	低入案件(※)	1件	1件		
	上記以外	375件	16件	39件	2件
指名競争入札		3件		2件	1件
随意契約		26件	3件	30件	
合計		413件	23件	71件	3件

(※) 低入案件とは「低入札価格調査制度試行案件」をいう。

4 審議案件の評価

(1) 指名停止の手続き

平成22年9月から平成24年8月に指名停止措置を講じた案件は25件（31者）で、このうち桑名市が単独で指名停止措置を講じた案件は7件（8者）であった。

本委員会では、特に後者の桑名市が単独で指名停止措置を講じた7件（8者）の案件を中心に、指名停止に係る手続きについて審議を行った。

審議の結果、桑名市の定める「桑名市請負工事入札参加者指名停止基準」の規定に基づき、公正かつ適切な事務手続きが執られていた。

指名停止の期間については、上記の基準では「12月以上24月以内」のように具体的な期間までは規定されていないため、その都度、過去の事例や県・他市町の状況等を参考に決定されている。手法としては適切と考えるが、今後は、その基準を明確にするよう努めて下さい。

(2) 談合情報の手続き

談合情報については、この2年間は特になく、審議することはなかった。

今後、談合情報が寄せられた場合は、談合情報マニュアル等に基づき、迅速かつ適切に対応して下さい。

(3) 入札・契約の手続き

委員が抽出した26件の事案について、その入札経過及び結果を踏まえ、入札及び契約の手続きが適切であったかどうかを審議した。

審議の結果、入札から契約締結（随意契約含む）までの一連の事務手続きに関しては、地方自治法、同施行令、桑名市契約規則などの関連法規に基づき、概ね公正かつ適切に処理されていた。

今後も、競争性などの面で疑念を抱かれることのないよう、入札参加資格要件等について、発注担当課と契約監理課が事前協議を行い、入札の公正性・競争性に十分留意して発注して下さい。

指名競争入札及び随意契約については、前述した関連法規の他、桑名市では独自でガイドライン等の内規を設け、更なる入札・契約手続きの適正化に取り組まれていることは、評価できるものである。

5 前回の提言に対する取組みとその評価

前回（平成23年4月27日）の意見書では、

- (1) 総合評価落札方式での加算方式導入について
- (2) 最低制限価格制度について
- (3) 工事発注の平準化について
- (4) 低入札価格調査制度について
- (5) 談合情報に係る外部有識者への意見聴取等について
- (6) 検査・監督体制の一層の強化について
- (7) 入札監視委員会の審議対象案件拡大について

の7項目について提言したところである。

ここでは、これらの提言内容に対するその後の取組みと、その評価について以下に述べることとする。

なお、(1)、(5)、(7)の3項目の提言については、既に、導入、改善等がなされているため、本意見書をもって完結したものとする。

ただし、(2)、(3)、(4)、(6)の4項目の提言については、今後も、引き続き、継続的な改善等を要するものと考えるところである。

(1) 総合評価落札方式での加算方式導入について

総合評価落札方式での評価値の算出にあたっては、価格面よりも技術面がより重要

視される加算方式を運用するように、これまでも提言してきたところである。

この提言に対し、平成23年度から加算方式のみの運用とし、これまでに5案件に適用されたところである。なお、入札結果については、技術評価点のより高い業者が落札する傾向にあり、このことは、本制度の主旨である工事品質の向上が望めるものであり、十分に評価できるものである。

(2) 最低制限価格制度について

最低制限価格制度は、ダンピング受注による、品質の低下や下請け業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底などを未然に防止するために、本委員会でも、必要不可欠な制度と考えるところである。

この最低制限価格制度は、ほとんどの自治体で導入されているが、その運用方法は実に様々で、各自治体それぞれが、最適な制度の構築に苦慮しているところである。

桑名市も例外ではなく、定期的に見直しが実施されていて、平成21年度には国の推奨する中央公契連モデルの採用、更に、平成23年度には最低制限価格の事前漏えいを受け、中央公契連モデルを基本とした変動型の最低制限価格制度に見直しを行ってきた経緯がある。

現在の変動型最低制限価格制度は、入札価格を基に最低制限価格を算出することから、開札後でないと誰もが最低制限価格を知り得ないため、情報漏えいなどの不正行為に対して、大きな抑止効果が望めるものである。更に、本制度は、国が推奨する中央公契連モデルを基本としていることから、併せて、工事品質も担保できるものとなっていて、これも評価するものである。

しかし、現在の運用方法では、応札者が少ない場合は変動しないケースがあり、結果として最低制限価格算出の基本となる基準価格そのものが最低制限価格になることから、情報漏えいの可能性が完全に払拭されたものではないと考える。また、変動することにより、最低制限価格は従前制度に比較して少なからず上昇するため、桑名市の財政に影響を及ぼすことは否めないものとなっている。

いずれにしても、最低制限価格制度については、全ての人が納得するようなものは望めないため、今後も入札結果を注視するとともに、継続的に検証を行い、桑名市にとって最適な制度となるよう、鋭意改善に努めて欲しい。

また、国、県、近隣市町では、ダンピング対策を一層強化し、工事品質を更に確保するため、平成21年度と平成23年度に最低制限価格（基準価格）の引き上げが実施されている。本委員会では、このような背景を鑑み、これまでも桑名市に対して最低制限価格の引き上げを実施するよう提言してきたところである。

この提言に対し、財政的な理由などから、これまで引き上げを見送ってきたが、本年度、中央公契連モデルの運用を「平成23年度モデル」へ見直し、実質的な引き上げが実施された。この見直しにより、工事品質の一層の向上が望めるとともに、建設業

者の支援にもつながることから、評価するものである。

(3) 工事発注の平準化について

工事発注の平準化については、適正な競争性が確保されるなど、更なる入札の適正化が図れるため、以前から継続的に提言してきたところである。

この提言に対し、毎年、工事担当者会議等で周知徹底を図り、可能な限り年間を通じてコンスタントに発注するよう心掛けられていることは、一定の評価ができるものである。

この工事発注の平準化については、発注時期が季節的な影響を受けるものや、補助金対象事業で交付決定時期の影響を受けるものなどがあり、ある程度、限界があるものと思われる。しかし前回の意見書でも述べたように、事業者にとっても配置技術者の面などでメリットがあり、また検査業務に及ぼす影響も大きいことから、今後も引き続き、発注担当課への周知を徹底するとともに、可能な範囲で改善に努めて下さい。

(4) 低入札価格調査制度について

低入札価格調査制度は、事業者の価格面での企業努力の反映・促進、また、競争性の一層の向上が望めるなど、最低制限価格制度の課題を多数補うことができることから、桑名市でも導入を検討するように提言してきたところである。

この提言に対し、調査・研究を重ね、平成24年6月に試行導入に至ったことは評価するものである。

本制度は、前述したメリットがある反面、調査に伴う契約事務量の増加、契約締結の遅延などの課題もあることから、今後は更に試行を重ね、課題を一つひとつ解消していくよう努めて下さい。

また、調査の内容や調査基準価格、失格基準価格、見積内訳等の判断基準などの運用面については、特に重要と考えられることから、今後は、試行案件を十分に検証するとともに、県・他市町の動向を注視するなど、調査・研究に努めて下さい。

(5) 談合情報に係る外部有識者への意見聴取等について

入札談合に関する情報等に対して、より一層的確な対応を図る観点から、平成22年10月、国では談合情報対応マニュアルが見直され、外部有識者からの意見聴取や警察との連携体制の構築などが盛り込まれた。

このことから、桑名市でも、早急にマニュアルを見直すよう、前回の意見書で提言したところである。

この提言に基づき、平成23年度にマニュアルが見直され、審議上必要と認めるときは、有識者に出席を求めて意見又は説明を求めることや、県警との連携体制の強化などが盛り込まれた。この見直しにより、談合情報に対して、よりの確な対応が図れる

ことが期待できるものであり、ここに評価するものである。

今後も、マニュアルを周知徹底するとともに、寄せられた談合情報に対し、迅速かつ的確に対応して下さい。

(6) 検査・監督体制の一層の強化について

工事品質を確保するため、最低制限価格制度や総合評価落札方式などの各種制度を構築することは、大変有効な手段である。

しかし、工事品質を確保する上で、最も重要なことは、検査・監督体制の強化であり、桑名市でも、低入札価格調査制度を導入したことから、更にこれらの強化が求められるものと考ええる。

現在、不祥事再発防止対策行動計画の中で、工事執行システムの改善に取り組んでいて、その取組みの一つとして、施工管理体制の強化、外部検査機関の活用による検査機能の強化に努められている。これらの取組みは、工事品質の確保に大変効果的であり、更に、検査・監督職員の技術力の向上も期待できることから、ここに評価するものである。

今後も、継続的に外部検査機関を有効活用し、また、活用の拡大を図るなど、更なる検査・監督体制の強化に努めるとともに、検査・監督職員の技術力の向上に努めて下さい。

(7) 入札監視委員会の審議対象案件拡大について

本委員会の目的は、桑名市が発注する建設工事等について、第三者が監視を行うことにより、入札・契約の適正化を図るものである。この意味からしても、測量業務や設計業務等のコンサルタント業務についても、本委員会の審議対象とするように、前回の意見書で提言したところである。

この提言に基づき、早速、見直しが行われ、平成23年度からコンサルタント業務についても、審議の対象とし、更に、平成24年4月には、本委員会を条例化し、位置付けが明確にされたところである。

これらの積極的な取組みは、入札・契約の更なる適正化が期待できるものであり、ここに評価するものである。

6 今後の課題

「5 前回の提言に対する取組みとその評価」では、前回の意見書から、制度等について見直しはされているものの、今後も継続的に検証や改善等が必要と考える4項目について提言したところである。

ここでは、今後の新たな課題として、特に改善等を行うことが望ましいと思われる

事について、次の2項目を提言する。

(1) 総合評価落札方式の評価基準について

総合評価落札方式は、価格のみでなく、価格以外の技術力などの要素も加味し、総合的に優れた事業者を落札者と決定することから、工事品質の確保、事業者の育成などの多くのメリットがあるとともに、入札談合等の不正行為に対して一定の効果が望めるため、多くの自治体で導入、運用の拡大がなされている状況である。

桑名市では、平成17年度に施行された国の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に対応するため、平成19年10月に総合評価落札方式を試行導入し、以来、試行を重ねながら、これまでに19案件執行されてきたところである。

桑名市の評価基準は、三重県の評価基準に概ね準じていることから、三重県の見直しを参考に、これまでも幾度と見直しがされてきた経緯があり、適正化を図る観点から、一定の評価はできるものである。

総合評価落札方式については、今後も試行を重ね、継続的に検証を行うことが重要と考えるところである。特に、評価基準については、今後も三重県や近隣市町の動向を注視し、継続的な調査・研究に努めるとともに、桑名市独自の地域特性を生かした評価項目の設定についても検討して下さい。

(2) 指名停止基準の運用について

桑名市では、入札・契約事務の公正かつ円滑な執行を図ることを目的として、「桑名市請負工事入札参加者指名停止基準」を制定し、不正行為等を行った有資格業者に対し、罰則として指名停止などの措置が講じられている。指名停止の期間については、各自治体によって異なり、桑名市の場合、最も重いものは贈賄の24月となっている。

このことから、本来、不正行為等に対しては、一定の抑止効果が望めるものであるが、実情としては、桑名市のみならず全国的にも指名停止は多発していて、罰則規定である指名停止基準そのものが、不正行為等の歯止めとしての役割を十分果たしているとまでは言えない状況となっている。

このような状況を踏まえ、談合等不正行為の再発防止対策の一つとして、現在の指名停止基準の運用について、検討することを提言する。

7 おわりに

入札及び契約の手続き等に関して、常に改善に努めることは、入札の透明性、競争性及び公平性の確保、また工事品質を確保するうえで大変重要である。

本委員会は、発足以来これまでに、桑名市長に対し、3回の提言を行ってきたところであるが、その都度、迅速かつ適切な改善に取り組まれている。

また、平成24年4月には、本委員会を条例化し、委員会の位置付けを明確にすることで、入札・契約のより一層の適正化に努められている。

更に、桑名市では、今日の経済情勢・社会状況などを踏まえ、地元の中小企業を支援する観点から、地域建設業の資金調達の円滑化を推進する「地域建設業経営強化融資制度」を新規導入するなど、本委員会が提言した以外の事項についても、積極的に取り組まれていることは、高く評価できるものである。

しかし、冒頭にも述べたように、桑名市ではここ数年間、入札・契約に関わる不祥事が相次いで発生している。不祥事の最大の要因は、職員一人ひとりの公務員倫理の欠如と考えられるが、今後、制度の改正等にあたっては、そのあたりも十分に考慮し、慎重に検討することが重要であると考えるところである。

最後に、今後も、引き続き、市民の信頼回復に努め、不祥事の再発防止に真摯に取り組むとともに、桑名市の地域特性を最大限に生かした入札・契約制度の構築に向け、鋭意改善に努められることを望むものである。

平成25年4月25日

桑名市入札監視委員会
委員長 東川 董
副委員長 伊藤 由美子
委員 赤木 邦男
委員 佐藤 久善
委員 藤田 素弘